平成十一年外務省·自治省令第一号

る事務についての領事官の管轄区域を定め 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関す

条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申 請に関する領事官の管轄区域を定める省令を次の 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十

定める区域は、別表のとおりとする。 領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で 定する在外投票人名簿に関する事務についての 政令第百三十五号)第十五条第一項第二号に規 の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年 務省令・外務省令で定める区域及び日本国憲法 する事務についての領事官の管轄区域として総十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿に関 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三

この省令は、平成十一年五月一日から施行す

自治省令第三号 則 (平成一一年四月二八日外務省

この省令は、平成十一年五月一日から施行す

自治省令第四号 則 (平成一一年七月二九日外務省

(施行期日)

行する。

第一条 この省令は、平成十一年八月一日から施 (経過措置)

る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ う。) は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官 規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の ぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令 令の規定によりした送付その他の行為(以下 以下同じ。) が公職選挙法又はこれに基づく命 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 に対してした申請等とみなす。 した申請その他の行為(以下「申請等」とい 「送付等」という。) は同表の下欄に掲げるそれ

|在ドイツ日本国大使(ラインラン||在フランクフ |ト・プファルツ州及びザールラン| 州を管轄する場合に限る。) 領事 ルト日本国総

> ルリン日本国総領事 在ドイツ日本 国大使

省・自治省令第五号)附 則 (平成一一) (平成一一年 一二月二〇日外務

この省令は、公布の日から施行する 則 (平成一二年九月一四日外務省・

自治省令第一号)

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平この省令は、内閣法の一部を改正する法律 伞

外務省令第一号) (平成一三年一月二九日総務省・

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)

る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ う。) は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官 の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の ぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令 令の規定によりした送付その他の行為(以下 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 した申請その他の行為(以下「申請等」とい 「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれ 対してした申請等とみなす。

在ハバロフスク日本国総領事在ユジノ・サハリ (サハリン州を管轄する場合)ンスク日本国総領 に限る。)

外務省令第二号:附 則 (平成一 (平成一三年三月三一日総務省・

この省令は、平成十三年四月一日から施行す

(施行期日)

務省令第三号)

則

(平成一三年九月三日総務省・外

第一条 この省令は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ 令の規定によりした送付その他の行為(以下 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の ぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 「送付等」という。) は同表の下欄に掲げるそれ

> う。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官 規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して に対してした申請等とみなす。 た申請その他の行為(以下「申請等」とい

管轄する場合に限る。) |在ロシア日本国大使(カムチャッカ州、||在ウラジ マガダン州及びコリャーク自治管区をオストク 日本国総

ル州、イルクーツク州、チタ州、 在ロシア日本国大使(ブリヤ |管区を管轄する場合に限る。) ヤ自治州及びアギン・ブリヤート自治事 サハ共和国(ヤクーチヤ)、アムーフスク日 ト共和在ハバロ ユダ本国総領

外務省令第四号) (平成一三年一二月七日総務省・

この省令は、公布の日から施行する。 務省令第二号) (平成一四年四月八日総務省・外

この省令は、公布の日から施行する。 (平成一四年七月一日総務省・外

(施行期日) 務省令第三号)

第一条 この省令は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは#二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ の他の行為(以下「申請等」という。)は同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請そ 官がした送付等とみなし、この省令の施行前に 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみ 公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により 令の規定によりした送付その他の行為(以下 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 「送付等」という。) は同表の下欄に掲げる領事

ン・ヴェストファーレン州ケルン地ルド ルフ 日 |方行政区を管轄する場合に限る。) |在ドイツ日本国大使(ノルトライ||在デュッセ 本国総領事

務省令第一号) 則 (平成一五年四月一日総務省・外

この省令は、公布の日から施行する。 (平成一五年一二月二五日総務

(施行期日) 省·外務省令第三号)

第一条 この省令は、平成十六年一月一日 行する。 エから施

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ う。) は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官 令の規定によりした送付その他の行為(以下 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは に対してした申請等とみなす。 規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の ぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 した申請その他の行為(以下「申請等」とい 「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれ

領事

||在ラスパルマス日本国総領事 |在タイ日本国大使(チェンマイ県、||在チェンマ |在中央アフリカ日本国大使 る。 ラディット県を管轄する場合に限 |ンライ県、パヤオ県、メーホンソー |ランパーン県、ランプーン県、チェ|イ日 ン県、ナーン県、プレー県及びウタ 在カメルー 日本国大使 在スペイン 領事 ン日本国大 本国

外務省令第一号) 則 (平成 一六年三月三一日総務省・

(施行期日)

第一条 この省令は、 行する。 (経過措置 平成十六年四月一日から施

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ う。) は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官 規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して ぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令 令の規定によりした送付その他の行為(以下 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは した申請その他の行為(以下「申請等」とい の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の 「送付等」という。) は同表の下欄に掲げるそれ

|モール民主共和国を管轄する場合|ル日本国大使 在スラバヤ日本国総領事(東ティ|在東ティモー (限る。)

|在パキスタン日本国大使(アフガ||在アフガニス "合に限る。) スタン・イスラム国を管轄するタン日本国大

外務省令第二号 則 (平成一六年五月二一日総務省・

(施行期日)

一条 この省令は、公布の日から施行する。 経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ う。) は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官 規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の ぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令 令の規定によりした送付その他の行為(以下 以下同じ。) が公職選挙法又はこれに基づく命 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは した申請その他の行為(以下「申請等」とい 「送付等」という。) は同表の下欄に掲げるそれ 対してした申請等とみなす。

|和国を管轄する場合に限る。) |在ガーナ日本国大使(リベリア共||在リベリア日| 本国大使

省·外務省令第三号) 則 (平成一六年一二月二八日総務

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年一月一日から施 行する。

る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ う。) は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官 した申請その他の行為(以下「申請等」とい 規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の ぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令 令の規定によりした送付その他の行為(以下 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 に対してした申請等とみなす。 「送付等」という。) は同表の下欄に掲げるそれ (経過措置) |第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施 行する。

在中華人民共和国日本国大使在重慶日本国総 在カンザスシティ日本国総領事 |南省を管轄する場合に限る。) 貴州省及び雲領事 総領事 在シカゴ日本国

在エドモントン日本国総領事 在カルガリー日 本国総領事

省•外務省令第一附 則 (平成一 一 一 号 七 年 一二月二八日総務

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年一月一日から施 行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは う。) は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官 規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して 令の規定によりした送付その他の行為(以下 の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の ぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 した申請その他の行為(以下「申請等」とい 「送付等」という。) は同表の下欄に掲げるそれ に対してした申請等とみなす。

ヌサトゥンガラ州の区域に限る 在スラバヤ日本国総領事(バリ在デンパサー 州 西ヌサトゥンガラ州及び東日本国総領事

在ポルトアレグレ日本国総領事在クリチバ日本 在アンカレジ日本国総領事 国総領事 在シアトル日本

一八年 一〇月二七日総務 国総領事

省・外務省令第一号)附 則 (平成一八)

この省令は、平成十八年十一月一日から施行

附 外務省令第一号) 則 (平成一九年三月三一日総務省・

(施行期日)

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の ぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令 令の規定によりした送付その他の行為(以下 規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して 「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれ

に対してした申請等とみなす。 う。) は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官 した申請その他の行為(以下「申請等」とい

る場合に限る。) 使(セルビア共和国の区域を管轄す日本国大使 在セルビア・モンテネグロ日本国大在セルビア

轄する場合に限る。) 使(モンテネグロ共和国の区域を管グロ日本国 |在セルビア・モンテネグロ日本国大||在モンテネ 大使

在マルセイユ日本国総領事 |公国の区域を管轄する場合に限る。) |本国大使 (モナコ|在モナコ日

省·外務省令第二号) (平成一九年一二月二八日総務

第一条 この省令は、平成二十年一月一日から施 行する。 (経過措置) (施行期日)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 の他の行為(以下「申請等」という。)は同表 同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請そ 公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により 官がした送付等とみなし、この省令の施行前に 令の規定によりした送付その他の行為(以下 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみ 「送付等」という。) は同表の下欄に掲げる領事

総領事 在ニューオリンズ日本国在アトランタ日本国総 領事

外務省令第一号)附 則 (平成二) (平成二〇年三月三一日総務省・

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施 行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ ぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令 令の規定によりした送付その他の行為(以下 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは 規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 「送付等」という。) は同表の下欄に掲げるそれ た申請その他の行為 (以下「申請等」とい

う。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官 に対してした申請等とみなす。

|在チェンナイ日本国総領事(カルナ||在インド日

在中華人民共和国日本国大使(江西在上海日 省を管轄する場合に限る。) -タカ州を管轄する場合に限る。) 本国大使 国総領事 本

外務省令第二号 (平成二〇年五月二一日総務省・

(施行期日)

第一条 この省令は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ 公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により 官がした送付等とみなし、この省令の施行前に 令の規定によりした送付その他の行為(以下 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみ の他の行為(以下「申請等」という。)は同表 同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請そ 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは 「送付等」という。) は同表の下欄に掲げる領事

轄する場合に限る。) 州、ミシシッピ州、アーカンソー州、 在アトランタ日本国総領事(テネシー |ルイジアナ州及びケンタッキー州を管|本国 総 ユビル 在ナッ 領日シ

省·外務省令第四号) 則 (平成二〇年一二月二六日総務

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 平成二十一 年一 月一日 いから

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ う。) は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官 官がした送付等とみなし、この省令の施行前に 令の規定によりした送付その他の行為(以下 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは 同表の上欄に掲げるそれぞれの領事官に対して 公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 に対してした申請等とみなす。 した申請その他の行為(以下「申請等」とい 「送付等」という。) は同表の下欄に掲げる領事

在マカッサル日本国総領事 在中華人民共和国日本国大使在青島日本国総 |在カメルーン日本国大使(中央||在中央アフリカ |山東省を管轄する場合に限る。||領事 、フリカ共和国を管轄する場合|日本国大使 在ジャカルタ日 本国総領事

附 外務省令第一号 則 (平成二一年六月二四日総務省

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみ の他の行為(以下「申請等」という。)は同表 同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請そ 公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により 官がした送付等とみなし、この省令の施行前に 令の規定によりした送付その他の行為(以下 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは 「送付等」という。) は同表の下欄に掲げる領事

国の区域を管轄する場合に限る。) 本国大使 在セルビア日本国大使(コソボ共和在コソボ日

省·外務省令第三号) 則 (平成二一年一二月二四日総務

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 平成二十二年一月一日 Iから

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ 者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれ るそれぞれの領事官に対してした申請等とみな れぞれの領事官に対してした申請その他の行為 基づく命令の規定により同表の上欄に掲げるそ し、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに 掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみな 為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に に基づく命令の規定によりした送付その他の行 館若しくは公使館の長又はその事務を代理する るそれぞれの領事官(領事官の職務を行う大使 (以下「申請等」という。) は同表の下欄に掲げ 領事

||在ジュネーブ日本国総領在スイス日本国大使

省·外務省令第二号)附 則 (平成二二年 一二月二七日総務

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年一月一日

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ 同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請そ 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみ の他の行為(以下「申請等」という。)は同表 公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により 官がした送付等とみなし、この省令の施行前に 令の規定によりした送付その他の行為(以下 以下同じ。) が公職選挙法又はこれに基づく命 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは 「送付等」という。) は同表の下欄に掲げる領事 (経過措置)

領事 在コタキナバル日本国総在マレーシア日 大使 本国

省•外務省令第一附 則 (平成二 (平成二三年一二月二六日総務 号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年一月一日 施行する。 (経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは 令の規定によりした送付その他の行為(以下 はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して た申請その他の行為 (以下「申請等」という。) 定により同表の上欄に掲げる領事官に対してし 施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規 げる領事官がした送付等とみなし、この省令の 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 した申請等とみなす。 「送付等」という。) はそれぞれ同表の下欄に掲

在ジャカルタ日 在ロンドン日本国総領事在英国日本国大使 在リマ日本国総領事 在マニラ日本国総領事 本国総在インドネシア日本国 在フィリピン日 在ペルー日本国大使 本国大

|在レシフェ日本国総領事 ||在ブラジル日本国大使

在ポートモレスビー日本在パプアニューギニア 国総領事 日本国大使

務省令第一号)附 則 (平成 (平成 二四年九月五日総務省・外

施行期日

から 第一条 この省令は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ 令の規定によりした送付その他の行為(以下 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは た申請その他の行為 (以下「申請等」という。) 定により同表の上欄に掲げる領事官に対してし げる領事官がした送付等とみなし、この省令の はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して 施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規 「送付等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲 た申請等とみなす。

|在ニュージーランド日本国大使(ク|在クック日 る。 ック諸島の区域を管轄する場合に限本国大使

共和国の区域を管轄する場合に限るン日 在スーダン日本国大使 (南スーダン在南スー

本国大

省・外務省令第三号)附 則 (平成二四) (平成二四年一二月二七日総務

第一条 この省令は、 (施行期日) 平成二十五年一月

施行する。 (経過措置) 一日から

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは た申請その他の行為(以下「申請等」という。) 定により同表の上欄に掲げる領事官に対してし 施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規 げる領事官がした送付等とみなし、この省令の 令の規定によりした送付その他の行為(以下 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して 「送付等」という。) はそれぞれ同表の下欄に掲

領事 在ポートランド日本国総在シアトル日本国総 |在ハンブルク日本国総領事||在ドイツ日本国大使 (平成二五年六月二八日総務省·

外務省令第一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 平成二十五年七月一日

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ 令の規定によりした送付その他の行為(以下 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して た申請その他の行為(以下「申請等」という。) 定により同表の上欄に掲げる領事官に対してし 施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規 げる領事官がした送付等とみなし、この省令の 以下同じ。) が公職選挙法又はこれに基づく命 した申請等とみなす。 「送付等」という。) はそれぞれ同表の下欄に掲

在インドネシア日本国大使(在マ在スラバヤ |ケアンを管轄する場合に限る。) する場合に限る。) カッサル出張駐在官事務所を管轄本国総領事 シドニー日本国総領事(旧カル リア日本国 在オーストラ 大

省・外務省令第三号)附 則 (平成二五年 (平成二五年一二月二六日総務

(施行期日)

第一条 この省令は、 (経過措置) 施行する。 平成二十六年一月一日 から

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ た申請その他の行為(以下「申請等」という。) 令の規定によりした送付その他の行為(以下 以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは した申請等とみなす。 はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して 定により同表の上欄に掲げる領事官に対してし 施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規 げる領事官がした送付等とみなし、この省令の 「送付等」という。) はそれぞれ同表の下欄に掲

在ベレン日本国総領事 省・外務省令第一号)附 則 (平成二七年) (平成二七年一二月一八日総務 |在ブラジル日本国大使

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 平成二十八年一月一日 から

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ 対してした申請等とみなす。 う。) はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に の行為(以下この項において「申請等」とい の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他 選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表 した送付等とみなし、この省令の施行前に公職 う。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官が の行為(以下この項において「送付等」とい これに基づく命令の規定によりした送付その他 以下この条において同じ。)が公職選挙法又は 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは

|域を管轄する場合に限る。) 州、サカテカス州、サン・ルイス・ポト国 総 在メキシコ日本国大使(アグアスカリエ在 |ユタイン州及びニーダーザクセン州の区||日 本 国 在ドイツ日本国大使(ハンブルク市、ブ ンテス州、グアナファト州、ケレタロン日 合に限る。) シ州及びハリスコ州の区域を管轄する場事 ーメン市、シュレスヴィッヒ・ホルシ|ブ ル ク 総領事 レ

の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表 挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域 の管轄区域は、この省令による改正後の在外選 る在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官 るものがした公職選挙法第三十条の四に規定す で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有す それぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者 の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日 者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有 らそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域か 「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日 この省令の施行の日(以下この項において 「域を合わせた区域とする。 和国の区域を管轄する場合に限る国大使 在ヨルダン日本国大使 2

サカテカス州、サン・ルタロ州、サカテカス州 スカリエンテス州、グアアスカリエンテス州、 イス・ポトシ州及びハリ、サン・ルイス・ポト ナファト州、ケレタロ州、グアナファト州、ケレ メキシコ合衆国(アグアメキシコ合衆国(アグ 区域に限る。) シ州及びハリスコ州の 区域を合わせた区域とする。

ンハルト州及びテューリ州の区域に限る。) ||クセン州、ザクセン・ア|及びニーダーザクセン ||ク州、メクレンブルク・|ン市、シュレスヴィッ ||リン市、ブランデンブル|ンブルク市、ブレーメ ンゲン州の区域に限る。) フォアポンメルン州、ザヒ・ホルシュタイン州 ドイツ連邦共和国(ベルドイツ連邦共和国(ハ

省・外務省令第二号) 則 (平成二八年一二月二八日総務

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日 施行する。

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ う。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官にの行為(以下この項において「申請等」とい 以下この条において同じ。)が公職選挙法又は る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは 対してした申請等とみなす。 選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表 う。) はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官が の行為(以下この項において「送付等」とい これに基づく命令の規定によりした送付その他 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他 した送付等とみなし、この省令の施行前に公職

カ州の区域を管轄する場合に限るル日本国総領在インド日本国大使(カルナータ在ベンガルー

(イラク共在イラク日本

2

の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表 挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域 の管轄区域は、この省令による改正後の在外選 る在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官 るものがした公職選挙法第三十条の四に規定す で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有す それぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者 の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域か するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日 者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有 らそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した 「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日 この省令の施行の日 (以下この項において

州の区域を除く。) |事の管轄区域並びにカルナータカ|区域に限る。) |インド(在コルカタ、在チェンナ|インド(カル イ及び在ムンバイの各日本国総領ナータカ州の ||ンパウロ、在マナウス及び在|州、セルジッペ州、 ||ブラジル(在クリチバ、在サ|ブラジル(バイア

省·外務省令第二号) (平成二九年一二月二六日総務

ヨルダン・ハシェミット王国

イラク共和国

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年一月一日 行する。 エから施

る領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ 行った送付等とみなし、この省令の施行前に公う。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官が これに基づく命令の規定により行った送付その 以下この条において同じ。)が公職選挙法又は に対して行った申請等とみなす。 の他の行為(以下この項において「申請等」と 職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同 他の行為(以下この項において「送付等」とい 公使館の長又はその事務を代理する者を含む。 いう。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官 表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請そ (経過措置) 2

する場合に限る。) ド・ノルテ州及びセアラ州の区域を管轄領事州、パライーバ州、リオ・グランデ・本 国総 ジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコフェ日 在ブラジル日本国大使(バイア州、セル在レ

を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表 挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域 るものがした公職選挙法第三十条の四に規定す で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有す それぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者 するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日 らそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域か 区域を合わせた区域とする。 の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる 者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有 「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日 この省令の施行の日(以下この項において 前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から

州の区域を除く。) ||アス州、ペルナンブコ州、パ|オ・グランデ・ |リオデジャネイロの各日本国|アラゴアス州、ペ |ア州、セルジッペ州、アラゴ|ラ イー バ州、 リ ライーバ州、リオ・グラン |総領事の管轄区域並びにバイ|ルナンブコ州、パ デ・ド・ノルテ州及びセアラセアラ州の区域に 則 (平成三〇年五月三一日総務省・ ド・ノルテ州及び 限る。)

外務省令第一号)

る規定の施行の日(平成三十年六月一日)から 八年法律第九十四号)附則第一条第二号に掲げ 官国民審査法の一部を改正する法律(平成二十 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判

省·外務省令第二号) 則 (平成三〇年一二月二八日総務

する。 この省令は、平成三十一年一

月一日から施行

(施行期日)

後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対いて「申請等」という。)は、この省令の施行 令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対 この項において同じ。)が公職選挙法又はこれ 館の長又はその事務を代理する者を含む。以下 事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使 省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命 行為(以下この項において「送付等」という。) に基づく命令の規定により行った送付その他 して行った申請等とみなす。 いて「申請等」という。)は、この省令の施 して行った申請その他の行為(以下この項にお に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄 (経過措置) この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領

る在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官 | |オ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンポ|オ の管轄区域は、この省令による改正後の在外選||ステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ ダラット州、北アグサン州、南アグサン州、総サランガニ州、南コタバト州、スルタン・ク国 州、東ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、本 ||ガイ州、ブキドノン州、カミギン州、北ラナ| 州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブダ |在フィリピン日本国大使(北サンボアンガ||在 イナガット・アイランズ州、 南スリガオ州、南ラナオ州、 北スリガオ 日

3 |オ州、バシラン州、スールー州及びタウィタ |ウィ州の区域を管轄する場合に限る。)

の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらて外選挙人名簿に関する事務についての領事官領事官の管轄区域は、この省令による改正後の規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する 欄に掲げる区域を合わせた区域とする。 るものがした公職選挙法第三十条の四第一項に で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有す それぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者 の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日 者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有 らそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域か 「施行日」という。) の三箇月前の日から施行日 次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下

州、バシラン州、スール 南コタバト州、スルタ南コタバト州、スルタ |サミス州、コンポステ||サミス州、コンポステ 州、西ミサミス州、東ミ州、西ミサミス州、東ミ カミギン州、北ラナオカミギン州、北ラナオ ガイ州、ブキドノン州、ガイ州、ブキドノン州、 州、南スリガオ州、南ラ州、南スリガオ州、南ラ 州、ディナガット・アイ グサン州、南アグサングサン州、南アグサン ン・クダラット州、北アン・クダラット州、北ア |バト州、サランガニ州、|バト州、サランガニ州、 オ州、西ダバオ州、コタオ州、西ダバオ州、コタ |州、サンボアンガ・シブ||州、サンボアンガ・シブ 、・バレー州、北ダバオ|ラ・バレー州、北ダバオ| .オ州、マギンダナオ|ナオ州、マギンダナオ| 区域を除く。) 州及びタウィタウィ州 - ンズ州、北スリガオ|ランズ州、北スリガオ ガ州、南サンボアンガンガ州、南サンボアンガ ィリピン(北サンボア]フィリピン(北サンボア 南ダバオ州、東ダバ州、南ダバオ州、東ダバ の区域に限る。) 州、バシラン州、スール 州、ディナガット・アイ ―州及びタウィタウィ州 2

外務省令第一号 (平成三一年三月三〇日総務省·

この省令は、平成三十一年四月一日から施行

務省令第一号) 則 (令和二年三月三一日総務省・外

(施行期日)

1 この省令は、 令和二年四月一日から施行す

規定により行った送付その他の行為(以下「送 それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行 領事官に対して行った申請その他の行為(以下 に基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる 等とみなし、この省令の施行前に同法又はこれ れぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付 付等」という。)は、この省令の施行後は、そ 同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の 館の長又はその事務を代理する者を含む。以下 事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使 った申請等とみなす。 「申請等」という。)は、この省令の施行後は、 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領

|在イエメン日本国大使|在サウジアラビア日本国

在リビア日本国大使 在チュニジア日本国大使 在シリア日本国大使 在レバノン日本国大使

外務省令第二号)附 則 (令和二 (令和二年一二月二八日総務省・

(施行期日)

1 る。 この省令は、 令和三年一月一日から施行す

(経過措置

この項において同じ。)が公職選挙法又はこれ った申請等とみなす。 それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行 定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行 省令の施行前に同法又はこれに基づく命令の規 行為(以下この項において「送付等」という。) 館の長又はその事務を代理する者を含む。以下 事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使 った申請その他の行為(以下この項において に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄 に基づく命令の規定により行った送付その他の 「申請等」という。)は、この省令の施行後は、 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領

ール州、サマール州及び南レイテ州の区域ラン州、東サマール州、レイテ州、北サマ事 ンティーケ州、カピズ州、ギマラス州、在フィリピン日本国大使(アクラン州、 ロイロ州、西ネグロス州、ボホール州、 ,州、東ネグロス州、シキホール州、ビリ <u>ア</u>在セ <u>イ</u>ブ 日 セ 本 総 領国

3 を管轄する場合に限る。) 「施行日」という。) の三箇月前の日から施行日 この省令の施行の日 (以下この項において

> ず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下 在外選挙人名簿に関する事務についての領事官 領事官の管轄区域は、この省令による改正後の 規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する | ガイ省、クアンビン省、クアンチ省、ビン|日 るものがした公職選挙法第三十条の四第一項に で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有す それぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者 らそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した 欄に掲げる区域を合わせた区域とする。 の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわら するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日 者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有 前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から 前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域か

||ティエン・フエ省、クアンナム省、

クアンナ トゥア在

||在ベトナム日本国大使(ダナン市、

||ディン省、コントゥム省及びザーライ省の

玉

||州の区域を除く。) サマール州及び南レイテ南レイテ州の区域に限 マラス州、イロイロ州、ロス州、ボホール州、 びにアクラン州、アンテカピズ州、ギマラス州 フィリピン(在ダバオ日フィリピン(アクラン ラン州、東サマール州、 州、セブ州、東ネグロス、 西ネグロス州、ボホールセブ州、東ネグロス州 レイテ州、北サマール州、ル州、サマール州及び 本国総領事の管轄区域並州、アンティーケ州、 ィーケ州、カピズ州、ギ、イロイロ州、西ネグ シキホール州、ビリラン州、東サマール州 レイテ州、北サマー シキホール州、ビリ

務省令第二号) 則 (令和三年九月一七日総務省·外

法律の一部を改正する法律の施行の日から施行 この省令は、日本国憲法の改正手続に関する

外務省令第四号) (令和三年一二月二八日総務省・

(施行期日)

1 この省令は、令和四年一月一日から施行す る。

(経過措置)

2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領 規定により行った送付その他の行為(以下この 年法律第五十一号)又はこれらに基づく命令の 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九 この項において同じ。)が公職選挙法若しくは 事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使 項において「送付等」という。)は、この省令 官が行った送付等とみなし、この省令の施行前 施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事 {の長又はその事務を代理する者を含む。以下

> れぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行っ 請等」という。)は、この省令の施行後は、そ た申請その他の行為(以下この項において「申 た申請等とみなす。 により同表の上欄に掲げる領事官に対して行っ にこれらの法律又はこれらに基づく命令の規

3 区域を管轄する場合に限る。) 区域を合わせた区域とする。 外投票人名簿に関する事務についての領事官の この省令による改正後の在外選挙人名簿及び在 る区域に住所を移した者で施行日以後も引き続の間に同表の下欄に掲げる区域から上欄に掲げ 以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又 ら下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日 の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域 管轄区域を定める省令別表の規定にかかわら 簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、 法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名 き当該区域に住所を有するものがした公職選挙 は施行日の三箇月前の日から施行日の前日まで 「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日 この省令の施行の日(以下この項において 、次の表の上欄に掲げる区域と下欄に掲げる 領事

||びザーライ省の区域を除 ||本国総領事の管轄区域並び |省、クアンガイ省、クアン|ンビン省、 クアンチ |にダナン市、トゥアティエ|エ省、クアンナム省、 ディン省、コントゥム省及コントゥム省及びザ ビン省、クアンチ省、ビン省、ビンディン省、 ベトナム(在ホーチミン旦ベトナム(ダナン市、 ・フエ省、クアンナムクアンガイ省、 トゥアティエン・フ ーライ省の区域に限 クア

外務省令第二号)附 則 (令和四 (令和四年一二月二八日総務省・

(施行期日)

1 この省令は、 令和五 年一 月一 日 から施

経過措置

2 正手続に関する法律(平成十九年法律第五十 同じ。)が公職選挙法若しくは日本国憲法の 館の長又はその事務を代理する者を含む。 事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領 以下

6																																										
地 領事官 管轄区域	表	に限る。)	・寺川也或及び∤ーストラノーラ~ンの名君の▷セ	トーディインを取りてはとうこうティープンタオ	ごア ノンティ、ガンダザー・ノレラン・クーター	ノラノ、ユーヌマノゴラ、ユイご アー・クーマ・モナローキフハに 阻	リド・・ユーマーエン アスドニ艮ー ヒカアレー・ホンパーラー スノの区	ザラ、ゴガベー、ボンベーランコーロワーリー ショールヘーパン・ユーロ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	、 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ディン、カウラ、ヤング、ス(゛゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	区域とする。	に掲げる区域と下欄に掲	規定にかかわらず、次の表	ついての領事官の管轄区域を	外選挙人名簿及び在外投票人	る領事官の管轄区域は、この省会	四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申	住所を有するものがした公職選挙法第三十条の	を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に	下欄に掲げる区域から上欄に掲げる区域に住所	適目前の日から施行日の前日までの間こ司表の 	に住所を有するもの又は施行所です。	に住所を移した者で施行日以後も引ている。村に打けた。『世界の日本	下闌こ渇	う。)の三箇月前の目から布庁この省名の旅名の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日	介	ーカレド	日		掲げる領事官に対して行った申請等	この省令の施行後は、それぞれ同志	《(以下この項において「申請等」と	欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の	又はこれらに基づく命令の規定により同表の上	等とみなし、この省令の施行前にこれらの法律	浂	という。)は、この省令の施行後は、そ	の他の行為(以下この項において「送	れらに基づく命令の規定に
	域を除くしの区域に限るし	ガポール日本国大使の管轄	州及びリアウ諸島州(マトラ州、ジャンビ州、	ダルサラム州、	2.5	ガラ州の区域に限る。)	日本国トゥンガラ州及び東ヌサト	ンパサインド	区域に限る。)	及び西パプア州	マルク州、北マル	スラウェシ州、西ス	ラウェシ州、東南スラウ	ラウェシ州、ゴロンタロ州	ン州、南カリマンタン州、北	本国総領カリマンタン州、北カリマン	ラバヤインドネシア(東ジャワ	°	日本国総領	日本国デンパサール及び在メダンの	ンドネ	。)	リウを車形重書也つて成こ長ら	ディウ、ダドラ及びナガレハズ 一ラ外及びニフ州並びはタマン	トラ州及びゴア州 立びこダマノ、	本 国 総 領	エ国ミアイ	領事	本国に	ンガルインド(カル	リー連邦直轄地の区域に限る。	事 テランガナ州	日本国総州、ケララ州、タミ	チェンナインド(ア	カンド州の区域に限る。)	州、ビハール州及びジ	コルカタインド(オリッサ州、西ベ	を除く。)	ンバイの各日本国総領事の管	本国大使 ナイ、在ベンガルール及	在インド目インド(在コルカタ、在チェ
総領事	陽日本中華人民共和国(里	限る。)	国総領事省、貴州省及び雲南省の区域に	重慶日本中華人民共和国(重慶市、四	の区	総領事 省、浙江省、安	`	の区域に限る。)	国総領事 省、福建省及び広西壮族自治区	広州日本中華人民共和国(広東省、	域を除く。)	朝鮮(大韓民国政府の支配する	轄区域を除く。)	大使 び在香港の各日本国総	任	中華人民中華人民共和国(在広	び慶尚北道の区域に限る。)	総領事 域市、大学	釜山日本大韓民国(釜山広域市、蔚	総領事 (*)	生 斉州 日 本大瑋民国(斉州首の区域こ限る		日本国大吏 各日本国総領事の管辖区域を余 在 プ 韓 貝 恒 プ 韓 貝 恒 (在 液 州 及 て 在 釜 山 の	て筆己国で筆己国(E斉州をボド		ウタラディツト県の玄域こ艮る	県、トーノ県、	日本国総ン県、ランフーン	マタイ(チェ	台湾	大使 事の管轄区域を除く。)	· 日 本		日本国大	スリラ	 限る。)	タム島及びビ	ル日本国インドネシア(リアウ諸島州	ンガポシ		日本国大	ボ
													本国総領事	在ダバオ日						10000000000000000000000000000000000000	総頁!	∃	更 本国大	フィリ	ァ 使 イ I	一一にも一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	在東ティモ	大	デシュ日本	在バングラ	本国総領事	在カラチョ	使	ン日本国大	在パキスタ	日本国大使	在ネパール		国総領事	在香港日本	国総領事	在青島日本

日本国大(で) 日本	在パキスタパキスタン(在カラチ日本国総領事 区政府及びマカオ特別行政区政国総領事 区政府及びマカオ特別行政区政国総領事 区政府及びマカオ特別行政区政国総領事 に限る。)	- ルネパール 一 内の管轄に属する地域に限る。 区政府及びマカオ特別行政区 日本中華人民共和国(香港特別行 に限る。)	日本中華人民共和国(香港特別に限る。)
--	--	--	---------------------

本国総領事の管轄区域を 大人の区域に限る。)
島 ・フラー・・の管轄区域を キの分ポ、ワカイ ・フラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

8		
(センタング)(センタング)(ロング) <td> </td> <td>、在バンクーバー及 が (在カルガリー、 る。) が (在カルガリー、 る。)</td>		、在バンクーバー及 が (在カルガリー、 る。) が (在カルガリー、 る。)
在 トリー イ	使	
の区域に限る。)の区域に限る。)の区域に限る。)が、ロンドニア州(リカデジャントリット・サント・サント・サント・サント・サント・サント・サント・サント・サント・サン	大アルゼンチン(ミシオネス州の区域に限る。 大アルゼンチン(ミシオネス州の区域に限る。 デ・ド・スール州の区域に限る。 デ・ド・スール州の区域に限る。 アマブラジル(サンパウロ、在マナウリチバ、カン・ダスタ、エストレーラ・ド・スール州の区域に限る。 マブラジル(サンパウロ州州・サンターが・カンピーナ・ベルディア及びオー、カンピーナ・ベルディアカン・ジェライス州の区域に限る。 マブラジレ(アマブーナ・ベルディア及びアラー、ウベルランディア及びアラー、ウベルディア及びアラー、ウベルディア及びアラー、ウベルディア及びウーナ、カンピーナ・ベルディア及びウェーナ、カンピーナーが、インディアスがリカーが、インディアスがリカーが、アマブーナ・スート、アマブーナーの各行政区の区域に限る。 大大が、アマブーナー、ウベラグアイー 大大が、アマブーナー、カンド・スート、アマブーナー、カンド・スート、アマブーナー、ウベラグアイー 大下の大下ラグアイー 大下の大下の大下の大下の大下の大下の大下の大下の大下の大下の大下の大下の大下の大	国 大 使 国 大 使 日 大 使 日 大 使 日 大 大 マ 日 バ ハ マ 日 バ ハ マ 日 バ カ ス の の の の の の の の の の の の の
総ヲ国タロンニュ	Tan	レシフェブラジル (バイア州、セルジ 本国総領ペ州、アラゴアス州、ペルナ グランデ・ド・ノルテ州及び アラ州の区域に限る。)

大使 大使 日本国大使 日本国大使 日本国大使 日本国大使 日本国大使 日本国大使 日本国大使	日マ 日ザ 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	ウ ク ラ
在チェコ日チェコ 日チェコ 日チェコ 日チェコ 日チェコ 日チェコ 日チェコ 日チ	使ンタ本セ 日ス 事日バ 本ス 使ンスカリス 日ジ 日ンスカリス 日ス 本口 五月 五月	在 ク ロ ア チ ク ロ ア チ ア 日 本 国 大
国 ブ 在 総 ス		ウ 在 本 ル 在
領ルト 事日ラ 木ス	B	日本国窓メン市、シュンスブイツニ・ハンブルドイツ(ハンブルク市、ブレ国総領事 る。) はい フ 日トファーレン州の区域に限る。ドル フ 日トファーレン州の区域に限る。ドル フ 日トファーリンゲン州の区域に限る。

10																			
本国大使和国大使邦ブ	取 ス タ / 日 本中 在 ア フ ガ ニアフガニスタン日 本 国 総 餦	リンスクる。)	- リヤート ・ユダヤ	マスク地方、アムール州本国ハ共和国(ヤクーチヤ)、	ハバロフロシア(ブリヤート共和国、事	日本国総に限る。)テルブル市及びレニングラード州	サンクトロシア(サンクトペテルブル 総領事 ―ク自治管区の区域に限る。)	トク日本ツカ州、マガダン州及ウラジオロシア(沿海地方、カ	域を除く。)	国大使 サンクコン	レア ヨコレア(圧フラジナストウ、快 タ 日本	・ル・ク	日本国大	マ 介 イ	イ 1 リヒテンリヒテンシュタイン	日本国大	在リトアニリトアニア 日本国大使	在ラトビアラトビア	大吏 グロ日本国
日本国大使 日本国大使 シリア	日 日 バーレ 国 大 バーレー スティック マー・ファイン スティー・ファイン アイ・ファイン アイ・ファイン アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	に限る。)	具、テト、 マニサ	ール県、エデ	総領事 県、	イスタントルコ (7 国大使 国総領事の	スロの	ダ日サウジアラビア	ビア日本国総領	使	オラエーオタール	/ C ンファート	/ オ / マ :	在イラン日イラン 本国大使 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	カラファーガザ地区	ダン川西	1	ワイン首長国、ラアス・	マーン首長国、ウンム・ル・カー 本国総領事 国、シャルジャ首長国、アジュー在 ドバイ 日アラブ首長国連邦(ドバイ首長
大使本国大使本国大使本国大使本国大使本国大使本国大の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田	1 目ジュコ	本国大使在ケニア日ケニア	せり日本国 在ギニアビサウ	本国大使	日本国大使 在 ガン ビアガンビア	本 国 <u>大</u>	在カメルーカメルーン	在 ガボン 日ガボン	在カーボベカーボベルデ	本国大使 在 ガー ナ 日 ガーナ	b ア 日本 国大 ア 日本 国大	- F 本	コエイ	大吏 イニ日本国	本国大使	本国大使	在 ウ ガ ン ダ ウガンダ	在	リ 大吏 フ リア 日 本 国

本国大使	在レソト目レソト	本国大使	在ルワンダルワンダ	日本国大吏 在 リベ リアリベリア	本国大使	在 モ ロ ツ コモロッコ	こだ 日本国	ザン	大使 国本国	-] リ	大使をおります。	くモ		日本国大	南スト	国大使	か 共 印 国 日在 南 ア フ リ南アフリカ共和国		在マリ日本マリ	国大使	ラウイマラ	ユニオン	ル日本国フランスタカ	国大使 エマダガスカ	だー・・・・・ 在ボッワナ	大使	在ベナン日ベナン	大 使	在 ブルン ジブルンジ	大使	ファソ日本 アソ日本	ř /	日本国大	在ニジェーニジェール	本国大使	王ナミゴアナミゴア
------	----------	------	-----------	-------------------	------	---------------	--------	----	--------	-----------------	----------	----	--	------	-----	-----	----------------------------	--	---------	-----	-------	------	------------	------------	---------------	----	----------	-----	-------------	----	------------	-----	------	------------	------	-----------